

5月8日以降の校内における感染症対応について（お知らせ）

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動に御理解・御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症について、国は本年5月8日より、感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）上の位置付けを5類感染症に移行することを決定しました。これを受けて、東京都教育委員会では「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営におけるガイドライン（都立学校）」を始め、これまで発出した各種関連通知文を廃止することとなりました。

これらを踏まえ、本校における5月8日以降の対応につきまして、下記の通りお知らせをいたします。引き続き御理解・御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、御不明の点は御遠慮なくお問合せください。

記

1 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方（東京都教育委員会）

○新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても、

- ・家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握
- ・適切な換気の確保
- ・手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

といった対策を講じることが、引き続き重要である一方で、感染状況が落ち着いている平時においては、これ以外に特段の感染症対策を講じる必要はないこと。また、これまでもお示ししているとおり、学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことが基本となること。

○地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、

- ・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
 - ・児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること
- 等の措置を一時的に講じることが考えられること。

2 本校の具体的な対応

（1）自宅から登校まで

①自宅での検温等

・「健康の記録」は廃止となります。

・これまで通り、幼児・児童・生徒の体調については担任と連携を密にとるようお願いします。

②マスクの着用

・学校教育活動においてはマスクの着用を求めません。

③公共交通機関の利用時

・通学時に公共交通機関が混雑している場合は、マスクの着用が「推奨」されています。

④登校の判断

・新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合には、学校保健安全法に基づき「出席停止」となります。その他、新型コロナウイルス感染症に感染している疑いがある場合や、感染するおそれのある場合等にも同様の措置を講じる場合がありますので、御相談ください。

(2) 登校時

①健康状態の把握

・校舎内立ち入り時の発熱有無の確認は廃止となります。

②手指の消毒

・玄関などに手指消毒薬の設置を継続しますが、利用は「任意」とします。

③手洗い

・一般的な清潔・衛生についての指導を継続します。

(3) 日中

①換気

・引き続き適切な換気の確保に努めます。

②手洗いや咳エチケットの励行

・一般的な清潔・衛生についての指導を継続します。

[問い合わせ先]

東京都立八王子盲学校

東京都八王子市台町 3-19-22

電話 042-623-3278

副校長 能瀬 圭介

主幹教諭 野村 利己

主任養護教諭 吉盛 昭子